

役員を選任について

敬称略

平成 28 年 12 月 5 日に斉藤範吉 前会長が逝去され、その後は東金市地域公共交通会議設置要綱第 6 条第 4 項の規定により、川嶋 正明 副会長に職務を代理していただいたが、改めて、同条項第 2 項の規定により会長を選出したい。

また、平成 29 年 4 月 14 日臨時議会において坂本 賀一 委員が東金市議会総務委員会を退任され、新委員が委嘱されたことに伴い、監査委員が空席となった。設置要綱第 14 条第 2 項の規定により、会長選任後に会長より任命されたい。

< 選 任 >

役 員	氏 名	交通会議在任時の役職	備 考
会 長			委員互選
副 会 長	川 嶋 正 明	社会福祉協議会 会長	
監 査 委 員			会長任命
監 査 委 員	大 塚 雅 彦	福岡地区代表	

東金市地域公共交通会議設置要綱【抜粋】 -----

(会長及び副会長)

第 6 条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、第 4 条に規定する委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(監査)

第 1 4 条 交通会議に監査委員を 2 人置く。

2 交通会議の監査委員は、委員の中から会長が任命する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
